

# 実質的な一人会社オーナー役員給与の 給与所得控除部分の損金不算入措置

業務を主宰する役員とは、経営権を行使して職務を執行する中心的な役員1名(オーナー役員)を指すものと考えられます。

同族会社の所得等の金額として計算される金額とは、法人所得金額と、オーナー(業務主宰)役員給与を加算した金額を指すと考えられます。

業務を主宰する役員が、特殊支配同族会社を複数かねている場合は、給与を合算し、各社に按分計算する必要があります。

主宰する役員及び同族関係者が、発行済株式総数(自己株式を除く)の90%以上所有しているかどうか。

Yes  
主宰する役員及び主宰する役員に関連者が、常務に従事する役員の過半数を占めるかどうか

Yes  
直前3年以内に開始する各事業年度における所得等の金額の平均額が800万円超かどうか。  
(下記の判定式参照)

Yes  
直前3年以内に開始する各事業年度における所得等の金額の平均額が3,000万円超かどうか

Yes  
給与所得控除部分の損金不算入

No  
当期中に業務を主宰する役員給与の割合が、所得等の金額の50%以下かどうか  
(下記の判定式参照)  
(直前3年以内に開始する各事業年度における平均額が、800万円超、3,000万円以下の場合)

Yes  
適用なし

No  
給与所得控除部分の損金不算入

No

適用なし

常務に従事する役員とは、業務執行全般の適正を監督するに足りると認められる程度にその職務に従事している役員をさすものと考えられます。

主宰する役員及び同族関係者(業務主宰役員グループ)とは

- ① 業務主宰役員(法人税法35条1項)
- ② 業務主宰役員の親族(法人税法施行令72条1項1号)
- ③ 業務主宰役員と内縁関係の者(法人税法施行令72条1項2号)
- ④ 業務主宰役員の使用人(法人税法施行令72条1項3号)
- ⑤ 業務主宰役員から受ける金銭等によって生計を維持(令72条1項4号)
- ⑥ ③~⑤に掲げる者と生計を一にする親族(令72条1項5号)
- ⑦ ①~⑥が支配している同族会社等(令72条1項6号、7号、8号)

企業再編、役員選解任、報酬、賞与等、剰余金の配当等に係る議決権の90%以上を有する場合も適用されます。

【同族会社の所得等の金額として計算される金額の直前3年以内に開始する各事業年度における平均額】

	法人の所得	オーナー役員給与	合計額
直前々々事業年度	5,000,000	9,500,000	14,500,000
直前々事業年度	3,000,000	10,000,000	13,000,000
直前事業年度	4,000,000	10,500,000	14,500,000
3事業年度の平均額	4,000,000	10,000,000	14,000,000
比率	29%	71%	100%

【Check Point】  
同族会社の所得等の金額として計算される金額が  
800万円以内の場合 → 損金算入  
800万円超3,000万円以内の場合 → 50%以内かどうか  
3,000万円を超えると → 損金不算入

判定	適用対象
当期のオーナー役員給与	10,000,000
所得に与える影響額	2,200,000

欠損金があるときは、調整が必要になります。

【Check Point】  
当期中に業務を主宰する役員給与の割合が50%以下かどうか  
(800万円超3,000万円以内の場合)

Prepared: 税理士法人 川嶋総合会計  
公認会計士 山田 善紀  
(更新日) 2006年6月1日

適用時期: 平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用